

HAIJII ニュース

法改正第1号

SONY

2006年(平成18年)9月25日発行

ソニー健康保険組合

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 TEL (03) 5769-6618(代)

ソニー健保のホームページもご利用ください。

<http://www.sonykenpo.or.jp/>

改正スケジュールと ポイント

平成18年10月 → 2～5 ページ

- 高額療養費の自己負担限度額引き上げ
- 特定疾病の自己負担限度額引き上げ
(70歳未満の上位所得者対象)
- 70歳以上の人は自己負担を3割に引き上げ
(現役並み所得者対象)
- 70歳以上の人が療養病床に入院する際の
『食費』と『居住費』を自己負担
- 出産育児一時金を35万円に引き上げ
- 埋葬料を一律5万円に引き下げ
- 特例退職被保険者・保険料未納時の対応
変更

平成19年4月 → 6 ページ

- 出産手当金・傷病手当金の給付率を1日
につき標準報酬日額の2/3に引き上げ
- 任意継続被保険者の出産手当金・傷病手
当金の廃止
- 退職後の出産手当金の廃止
- 標準報酬等級の下限・上限の範囲拡大
- 標準賞与額の上限の見直し
- 高額療養費の償還払いを見直し

平成20年4月 → 7～8 ページ

- 3歳未満の乳幼児2割負担の適用範囲を
義務教育就学前までに拡大
- 新たな高齢者医療制度の創設
- 70歳以上～75歳未満の自己負担を2割
に引き上げ(一般所得者対象)
- 70歳以上～75歳未満の高額療養費の自
己負担限度額引き上げ(一般所得者対象)
- 65歳以上の人が療養病床に入院する際
の『食費』と『居住費』を自己負担
- 高額医療と高額介護の合算制度導入

今や世界一と言われるわが国の『少子高齢社会』の進展に伴い、増え続ける医療費が放置されると、保険料負担や税負担という形で生活や経済活動が圧迫されることとなります。そこで、医療保険制度の将来に渡る持続的かつ安定的な運営確保と、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療制度の創設を実現するため、健康保険法の改正が行われました。その施行時期は、平成18年10月から平成20年4月まで段階的に設定されています。本紙では改正内容の概要をお知らせします。

なお、平成18年度中(平成19年3月31日まで)は、付加給付(ソニー健保独自の給付)の改定はありません。また、平成19年度以降(平成19年4月1日)については今後、予算組合会において審議・検討されます。

平成19年、20年まで段階的に施行されます

平成18年10月から
健康保険が変わります。






平成18年度中

ソニー健保の
付加給付

法定給付は変わりますが、付加給付は変わりません。窓口ではどんなに高額な負担をしたとしても、1人の合計が1ヵ月20,000円を超えた額については約4ヵ月後には給付金として戻ってくるため、最終的には個人の負担が1ヵ月あたり20,099円を超えることはありません。(ただし、老人保健加入者は、ソニー健保の給付金対象外です)

【70歳未満の自己負担限度額(月額)】

区分	現在	平成18年10月～
上位所得者 	●外来・入院 139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 《77,700円》※ ◎標準報酬月額 56万円以上の人	●外来・入院 150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 《83,400円》 ◎標準報酬月額 53万円以上の人
一般所得者 	●外来・入院 72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 《40,200円》	●外来・入院 80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 《44,400円》
低所得者 (住民税非課税) 	35,400円 《24,600円》	変わらず

※…《 》内の金額は同一世帯で過去1年間に3回以上高額療養費の支給を受けた人で、4回目の支給を受けるときの金額(多数該当のケース)

◆**高額療養費の「自己負担限度額」が変わります**

高額療養費とは、保険診療での自己負担額が高額になり家計にとって過大な負担が生じたときに、その負担を軽減する法定給付です。自己負担額が一定額以上になると、その超えた額が「高額療養費」として払い戻されます。

改正で70歳未満の人は、左表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

【特定疾病の自己負担限度額】

現在	平成18年10月～
10,000円	20,000円





*この改正により、自己負担額が1万円増えることになります。ただし、一般所得者・低所得者は、変更ありません。

◆**「特定疾病」の自己負担限度額(対象は上位所得者)が引き上げられます**

「特定疾病療養受療証」での医療費(人工透析等)の自己負担限度額が、上位所得者に限り引き上げられます。

70歳以上の人

【70歳以上の自己負担割合（窓口負担）】

区分	現在	平成18年10月～
一般所得者	1割負担 	1割負担  変わらず
現役並み所得者※	2割負担 	3割負担 

※…現役並み所得者とは、標準報酬月額が28万円以上で、かつ課税所得が年145万円以上の人

◆現役並み所得者の『自己負担割合』が変わります

70歳以上の高齢者でも負担能力のある人には自己負担を増やす方向で改正が進められ、「窓口でかかった医療費の負担割合」が、現役並み所得者のみ3割に引き上げられます。

平成18年度中

ソニー健保の付加給付

窓口負担が増え、どんなに高額な負担をしたとしても、1人の合計が1ヵ月20,000円を超えた額については約4ヵ月後には給付金として戻ってくるため、最終的には個人の負担が1ヵ月あたり20,099円を超えることはありません。（ただし、老人保健加入者は、ソニー健保の給付金対象外です）

【70歳以上の自己負担限度額（月額）】

区分	現在	平成18年10月～
現役並み所得者※1	<ul style="list-style-type: none"> ●外来（個人単位） 40,200円 ●外来・入院（世帯単位） 72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 《40,200円》※2	<ul style="list-style-type: none"> ●外来（個人単位） 44,400円 ●外来・入院（世帯単位） 80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 《44,400円》
一般所得者	<ul style="list-style-type: none"> ●外来（個人単位） 12,000円 ●外来・入院（世帯単位） 40,200円 	<ul style="list-style-type: none"> ●外来（個人単位） 変わらず ●外来・入院（世帯単位） 44,400円
低所得者（住民税非課税）	<ul style="list-style-type: none"> ●外来（個人単位） 8,000円 ●外来・入院（世帯単位） 低所得者I：15,000円 低所得者II：24,600円※3 	<ul style="list-style-type: none"> ●外来（個人単位） 変わらず ※ただし低所得者Iは年金収入80万円以下等に改定

◆高額療養費の『自己負担限度額』が変わります

今回の改正で70歳未満の人と同様に、70歳以上の人の「自己負担限度額」が一部引き上げられます。

※1…現役並み所得者とは、標準報酬月額が28万円以上で、かつ課税所得が年145万円以上の人

※2…《 》内の金額は同一世帯で過去1年間に3回以上高額療養費の支給を受けた人で、4回目の支給を受けるときの金額（多数該当のケース）

※3…低所得者には2区分あり、Iは年金収入65万円以下等の者、IIはそれ以外で所得が一定基準に満たない等の者

平成18年度中

ソニー健保の付加給付

法定給付は変わりますが、付加給付は変わりません。窓口ではどんなに高額な負担をしたとしても、1人の合計が1ヵ月20,000円を超えた額については約4ヵ月後には給付金として戻ってくるため、最終的には個人の負担が1ヵ月あたり20,099円を超えることはありません。（ただし、老人保健加入者は、ソニー健保の給付金対象外です）

【食費・居住費の負担額（療養病床入院時）】

現在	平成18年10月～
食費自己負担 24,000円 ／月 (食材料費相当分)	食費自己負担平均 42,000円 (食材料費+調理コスト相当分)
	居住費自己負担平均 10,000円 (光熱費相当分)

- * 自己負担額はあくまでも平均的な負担額で、実際には病院と患者との契約で決められます。
- * 「所得状況」「病状の程度」「治療の内容」をしん酌(しんしゃく=考慮)して、負担額を軽減することがあります。

平成18年度中

ソニー健保の
付加給付

付加給付の対象ではないため、患者の自己負担は改正された通りとなります。

◆療養病床に入院したときの『食費』と『居住費』の負担が変わります

療養病床とは慢性疾患患者が長期間入院するベッドのことで、認知症などの症状がある高齢者は、主にこのベッドを利用しています。

平成17年10月から介護保険適用で入院された高齢者には食費・居住費が自己負担になったことをうけ、医療保険で入院した場合も同様に自己負担することになります。

全年齢を対象

【埋葬料】

現在	平成18年10月～
●本人 標準報酬月額 1ヵ月分 (最低保障額10万円)	一律 5万円
●家族 10万円	

* 本人・家族とも区別がなくなります。

平成18年度中

ソニー健保の
付加給付

法定給付は変わりますが、付加給付は変わりません。ソニー健保独自の給付として、本人死亡の場合、その遺族に被保険者の標準報酬月額の1ヵ月分(最低保障額245,000円)を支給、家族死亡の場合、被保険者に100,000円を支給します。

◆埋葬料(本人・家族)が引き下げられます

本人(被保険者)、家族(被扶養者)が亡くなったときに支給される現金給付が一律5万円に引き下げられます。



【出産育児一時金(1児につき)】

現在	平成18年10月～
30万円	35万円

平成18年度中

ソニー健保の
付加給付

法定給付は変わりますが、付加給付は変わりません。ソニー健保独自の給付として100,000円がプラスされます。

◆出産育児一時金(本人・家族)が引き上げられます

妊娠4ヵ月(85日)以上を経過した出産(赤ちゃんの生死にかかわらず)に対する現金給付が引き上げられます。

特例退職被保険者の人

◆資格喪失の事由に

『保険料未納』が追加されます

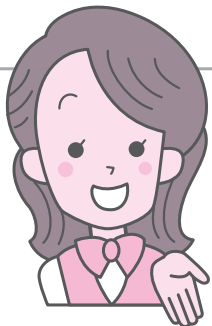
ソニー健保は、被保険者であったソニー健保加入のOB・OGの方を対象として、独自の退職者医療制度を実施しています。

加入者は特例退職被保険者として、下表にある期間、資格を喪失することはありませんでした。

しかし、平成18年10月より「保険料未納（口座残高不足）があった場合、加入資格を喪失」することになります。

10月分からは保険料の引落口座の残高不足には十分注意してください。また、資格を喪失すると健康保険が使えなくなり、すみやかに市区町村の国民健康保険等に加入の手続きをお取りください。

現在加入されている方へは、本紙HAIJIIニュースと一緒に別紙『脱退願』を同封して詳細をご案内していますのでご覧ください！



■脱退願見本

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">常務理事</td> <td style="width: 25%;">事務長</td> <td style="width: 25%;">係</td> <td style="width: 25%;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	常務理事	事務長	係	係				
常務理事	事務長	係	係						
<p>退職者医療制度脱退願</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>									
ソニー健康保険組合 理事長殿									
記号・番号	600 -								
生年月日	大正・昭和 年 月 日生								
被保険者氏名	印								
資格喪失希望月	平成 年 月 より								
<small>※被保険者本人が氏名を記入した場合本人の押印は不要です</small>									
<p>念 書 退職者医療制度資格喪失の件</p> <p>私は、退職者医療制度を未納により喪失することを希望しております。よって口座振替の停止の手続きを希望します。喪失日以降にかかった医療費は返還をすることに異存ありません。</p> <p>また、国民健康保険を選択した場合は、今後いかなる理由があっても国保からソニー退職者医療制度への加入はできないことを承知します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;"><small>※被保険者本人が氏名を記入した場合本人の押印は不要です</small></p>									
<p>『退職者医療制度脱退願』送付先</p> <p>〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11F ソニー・ヒューマンキャピタル（株）社会保険センター内 ソニー健康保険組合 退職者医療制度係 <お問い合わせ先> 03-5769-6618</p>									
<p>【健保使用欄】</p> <p>資格喪失日：平成 年 月 日</p>									

【加入期間（資格を喪失するとき）】

現 在

- 満75歳を迎えて『老人保健制度』の該当者となるまで加入となります。（「国民健康保険に加入する」という理由では途中脱退できません）
- また、下記事由に該当したときは、資格を喪失します。
 1. 健康保険がある会社に勤め、その会社の保険証をもらったとき
 2. 被保険者が死亡したとき
 3. 他健保の被扶養者になったとき
 4. 海外へ居住することになり、住民登録を抹消したとき

平成18年10月～

左記の事由に以下が追加され、資格喪失の事由となります

5. 保険料未納（口座残高不足）があったとき

お知らせ

雇用保険の失業給付の給付制限中も『扶養申請』が可能になります

平成18年10月から、雇用保険の失業給付（失業保険）の給付制限中（待期間中）も、被保険者により生計が維持されている場合は、これまで認められなかった扶養申請が可能になります。ただし、失業給付の受給が始まってから、扶養基準額を超える場合は資格喪失手続きが必要になります。扶養基準額を超えているにもかかわらず、そのままソニー健保の保険証を使用した場合は、医療費全額を被保険者に請求させていただきます。

一部取り扱いを変更します！



平成19年度以降

ソニー健保の
付加給付

健保組合は単年度修正で予算・決算を組むため平成19年度以降は未定です。
組合会を経て、付加給付を含め詳細については改めてお知らせします。

◆ 出産手当金・傷病手当金が引き上げられます

【出産手当金・傷病手当金の給付額】

現在	平成19年4月～
休業補償として支給される現金給付で、給付額は標準報酬日額の6割相当額	標準報酬日額の3分の2相当額

* 休業中でも会社から報酬を受けた場合は支給されません。ただし、受けた報酬が出産手当金や傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

◆ 任意継続被保険者の出産・傷病手当金が廃止されます

【任意継続被保険者の
出産・傷病手当金取り扱い】

現在	平成19年4月～
退職日までに2ヵ月以上被保険者の期間があった人は、退職後20日以内に手続きをすれば、最長2年間、「任意継続被保険者」として健康保険組合に加入できる制度があります。保険料は全額自己負担ですが、各種現金給付も引き続き受けられます	出産手当金、傷病手当金とも給付を廃止

◆ 退職後の出産手当金が廃止されます

【退職後の出産手当金の取り扱い】

現在	平成19年4月～
1年以上の期間被保険者の資格があった人がその資格を失っても、退職後6ヵ月以内に出産した場合、「資格喪失後の継続給付」が受けられます	出産手当金の給付を廃止

◆ 標準報酬等級の下限と上限の見直し

標準報酬とは、毎月変動する加入者の報酬を、一定金額の範囲内で等級分けし、保険料や出産手当金・傷病手当金を計算しやすいように、月額と日額があります。その標準報酬の範囲が下限・上限とも拡大されることとなります。

【標準報酬の下・上限】

	現在	平成19年4月～
等級	39等級	47等級
下限	9万8千円	5万8千円
上限	98万円	121万円

◆ 保険料を計算するときに賞与にかかる「標準賞与額」の上限見直し

賞与(ボーナス)にかかる保険料を計算するときの対象期間が1回から年間に、またその上限額も変わります。
よって、年2回の賞与がある場合、この標準賞与額の上限が実質的に引き上げられることとなります。



【標準賞与額の上限】

現在	平成19年4月～
1回200万円	年間540万円

◆ 高額療養費(入院に限り)の償還払いを見直し

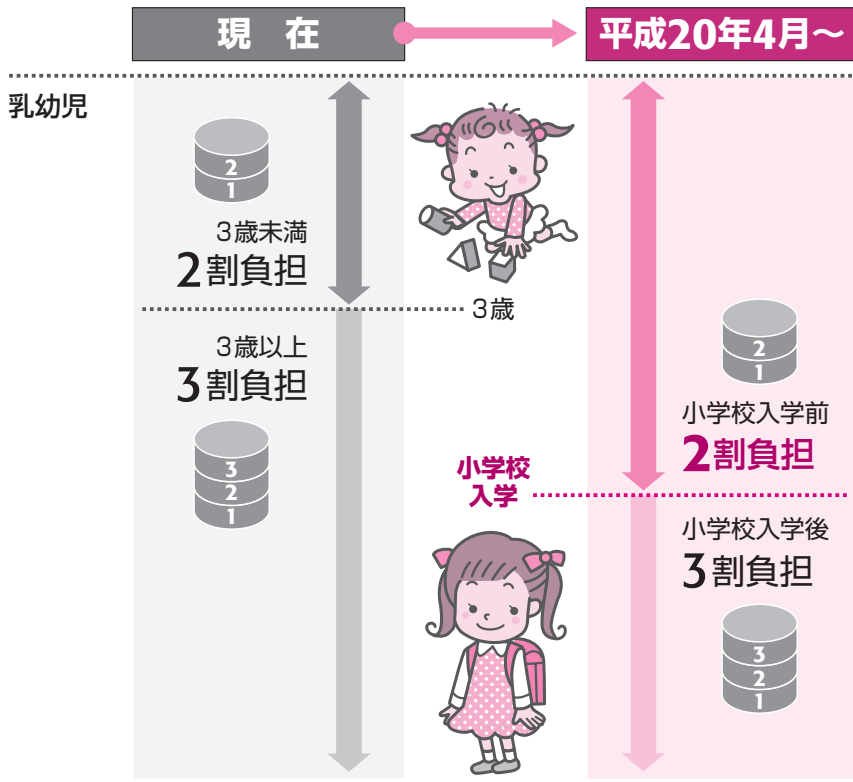
高額療養費は窓口で全額支払いをした後に払い戻しを受ける「償還払い」の制度ですが、平成19年4月以降、入院の場合に限り、窓口では自己負担限度額を超えて支払う必要がなくなります。

平成20年4月から

◆義務教育就学前の子どもの『自己負担割合』が引き下げられます

平成20年4月から子どもたちの自己負担割合が「義務教育就学（小学校入学）前後」で変わることになります。子どもを持つ世帯の医療費負担軽減のための施策となります。

【子どもの自己負担割合（窓口負担）】

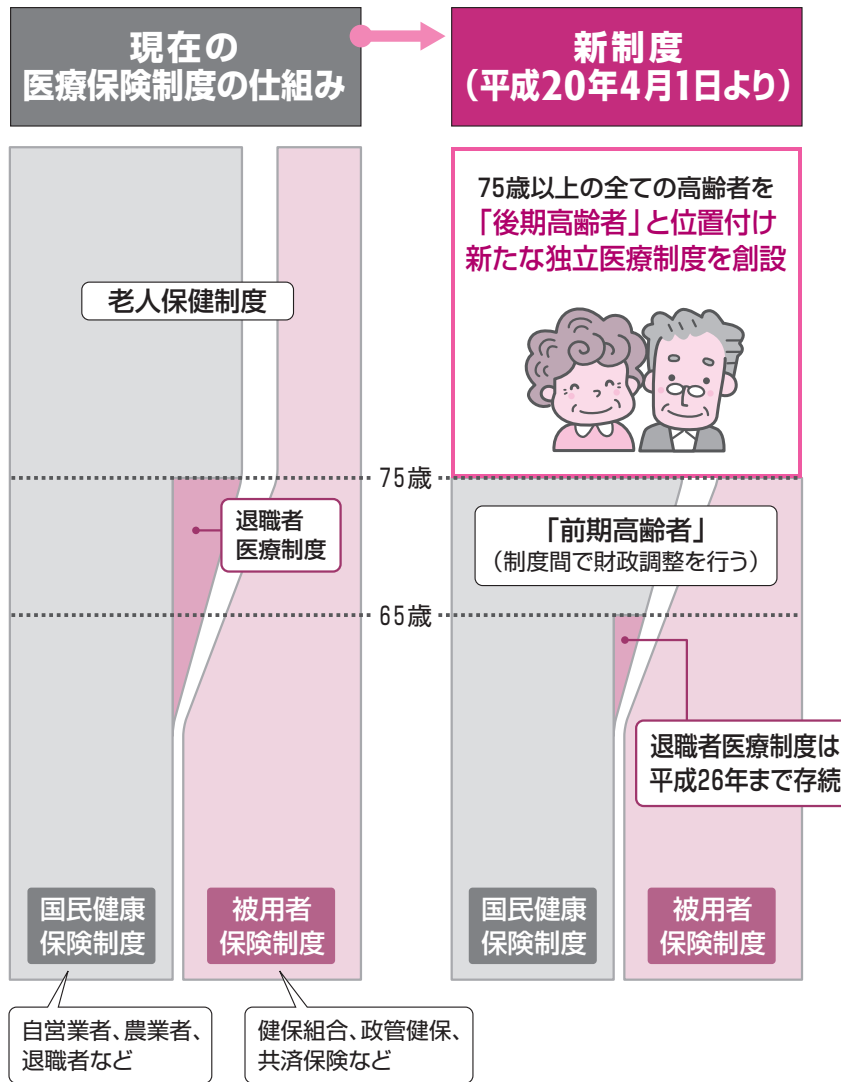


◆高齢者を対象とした新しい医療制度が創設されます

現在健康保険組合の拠出金などで運営されている老人保健制度と退職者医療制度が見直され、新たに独立した高齢者医療制度が創設されます。75歳以上の全ての方が、新しい制度に移ることになります。

今回お知らせした高齢者の自己負担割合や自己負担限度額の見直し等は、このように制度の枠組が変わる中で行われることとなります。

【新しい医療制度について】








平成20年度以降

ソニー健保の
付加給付

健保組合は単年度修正で予算・決算を組むため平成19年度以降は未定です。
組合会を経て、付加給付を含め詳細については改めてお知らせします。

【70歳以上～75歳未満の自己負担割合（窓口負担）】

区分	平成18年10月の改定	平成20年4月～
一般所得者	変わらず (1割) 	70歳～74歳 2割負担  75歳以上 変わらず (1割) 
現役並み所得者*	3割負担 	変わらず (3割) 

◆70歳以上～75歳未満（一般所得者）の「自己負担割合」が変わります

*…所得の区分は3ページ参照

【70歳以上～75歳未満の自己負担限度額（月額）】



区分	平成18年10月の改定	平成20年4月～
現役並み所得者*	<ul style="list-style-type: none"> ●外来（個人単位）44,400円 ●外来・入院（世帯単位）80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算《44,400円》 	変わらず
一般所得者	<ul style="list-style-type: none"> ●外来（個人単位）変わらず (12,000円) ●外来・入院（世帯単位）44,400円 	<ul style="list-style-type: none"> ●外来（個人単位）24,600円 ●外来・入院（世帯単位）62,100円 《多数該当は44,400円》
低所得者（住民税非課税）	変わらず *ただし低所得者Iは年金収入80万円以下等に改定	変わらず

◆70歳以上～75歳未満（一般所得者）の高額療養費「自己負担限度額」が変わります

*…所得の区分は3ページ参照

【食費・居住費の平均負担額（療養病床入院時）】

食費自己負担平均	42,000円
居住費自己負担平均	10,000円

平成18年10月の改定	平成20年4月～
 70歳以上 に適用	 65歳以上 の高齢者にも適用

◆「食費」と「居住費」の自己負担制度を65歳以上に適用

◆高額医療と高額介護の「合算制度」が導入されます

健康保険の一部負担金額及び介護保険の利用者負担額が著しく高額になるのを避けるため、「一年間の高額医療と高額介護の費用を合算」した自己負担限度額が設定されます。